

# 20年度 原油等価格高騰緊急対策

## 社会福祉施設等への 緊急助成を実施

区では、最近の燃料・原材料・食料の価格高騰に対して事業者等の経営安定と区民サービスの水準を確保するため、緊急支援を実施しています。

その一環として、原油等価格高騰により施設経営等に大きな影響を受けている社会福祉施設等に、緊急助成を行います(左下表)。

【対象】平成18年度以前から区内に事業所があり、区民を対象に高齢者・障害者・子どもへのサービス、介護保険サービスを実施している社会福祉法人・NPO法人等

【対象となる経費】▶通所(送迎用)サービス、配食サービスに必要なガソリン代等燃料費、▶給

食サービスの食材費

【助成額】燃料費と食材費にかかる影響額を100万円を限度に助成。助成は審査会で決定します。

【申請期間】11月4日(火)~21年2月27日(金)  
※該当と思われる施設等には、11月7日(金)までにお知らせをお送りします。届かない場合は、各担当課へお問い合わせください。

【問合せ】▶助成対象・内容等について…各担当課へ、▶社会福祉施設等への緊急助成施策…地域福祉課福祉計画係(本庁舎2階) ☎(5273)3517へ。新宿区ホームページの福祉のページでもご案内しています。

### 社会福祉施設等への緊急助成

法人等	対象となるサービス	問合せ
介護保険法に規定する「指定居宅サービス事業者」	通所介護・通所リハビリテーション・短期入所生活介護・短期入所療養介護・訪問入浴介護	介護保険課推進係 ☎(5273)4596
介護保険法に規定する「指定地域密着型サービス事業者」	認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護・夜間対応型訪問介護	
介護保険法に規定する「施設サービス事業者」	介護老人福祉施設・介護老人保健施設	保育課保育係 ☎(5273)4525
児童福祉法に規定する「保育所等を運営する法人等」	保育所・認可外保育施設(認証保育所・保育室・家庭福祉員)	
障害者自立支援法に規定する「指定障害福祉サービス事業者」	生活介護・児童デイサービス・旧法通所授産・短期入所・共同生活介護・共同生活援助・施設入所支援	子どもサービス課事業係 ☎(5273)4544
	福祉ホーム・日中一時支援	障害者福祉課事業指導係 ☎(5273)4253
障害者自立支援法に規定する「地域生活支援事業を行う事業者」		障害者福祉課経理係 ☎(5273)4520

### 実施中の原油等価格高騰緊急対策

#### ①中小企業への支援

##### (商工業緊急資金融資の拡充)

【内容】特定業種(建設・原油高騰関連業種等)を営む中小企業向けに行っている「商工業緊急資金融資」の貸付限度額を800万円に引き上げるとともに、貸付利率の本人負担を0.5%に引き下げました。

【問合せ】産業振興課産業振興係 ☎(3344)0702へ。

#### ②公共工事請負業者への支援

##### (単品スライド条項の適用)

【内容】区が契約する工事について、工事請負契約書に基づく「単品スライド条項」を適用し、鋼材・燃料の価格上昇分の一部を請負業者の請求に基づき区が負担します。

【問合せ】契約管財課契約係(本庁舎4階) ☎(5273)4075へ。

#### ③指定管理者等への支援

【内容】区の指定管理施設等について、燃料・食材の価格高騰により施設運営やサービス水準に大きな影響が出る場合に、指定管理者等と協議の上、影響額を区が負担します。

【問合せ】企画政策課(本庁舎3階) ☎(5273)3502へ。

#### ④学校給食への支援

【内容】区立小・中学校、新宿養護学校の学校給食は、食材費の高騰による影響額分について牛乳を現物支給して、給食の質を維持します。

【問合せ】学校運営課保健給食係(第1分庁舎4階) ☎(5273)3098へ。

## この冬

# インフルエンザに 負けないために!



### インフルエンザ 予防が一番、インフルエンザ



### インフルエンザとは?

● どうやって感染するの?

インフルエンザは、飛沫感染が主な感染経路です。ウイルスが鼻やのどなどの粘膜に付着して増殖し、感染を引き起こします。

● どのような症状なの?

● 風邪との違いは?

インフルエンザにかかると38度以上の発熱・頭痛・関節痛・筋肉痛など全身の症状が強く、のどの痛み・鼻汁などの症状も見られます。さらに、気管支炎や肺炎などを併発し、重症化することが多いのもインフルエンザの特徴です。

一方、風邪の場合、のどが痛む・鼻水が出る・くしゃみやせきが出るなどの症状が中心で、全身症状は強くありません。発熱もインフルエンザほど高くなく、重症化することはめったにありません。

### インフルエンザを 予防するには

● 手洗い・うがいを

せきやくしゃみのしぶきや鼻汁の中に、インフルエンザウイルスが含まれています。ウイルスが付いた皮膚や器具・手すりなどから感染することがあるので、食事の前や外出後には、流水と石けんで十分に手を洗いましょう。

● 外出時にマスクをする

マスクを付けて、せきやくしゃみなどからの感染の機会

を減らしましょう。

● 人込みを避ける

病原体である「ウイルス」に近づかない。「ウイルスを寄せつけない」ことが大切です。特に高齢者の方や慢性疾患のある方は、人込みや繁華街への外出は避けましょう。

● 栄養、休養を取る

体力保持に、栄養バランスの良い食事は欠かせません。3食きちんと食べ、偏食をしないようにしましょう。

また、十分な睡眠も大切です。休養と栄養で体の抵抗力を高め、インフルエンザに感染しにくい基礎体力をつけましょう。

● 部屋の湿度を適度に保つ

住まいの環境を整えることも大切です。インフルエンザウイルスは湿気に弱いので、湿度が上がると室内に浮遊していたウイルスは早く死んでしまします。室内は、加湿器などを使って適度な湿度(60~70%)を保つことが大切です。室内が乾燥していると鼻やのどの粘膜が傷みやすく、ウイルスを排出する力が弱まり、感染しやすくなります。

### 予防接種

● ワクチン接種の効果

流行前に予防接種を受けることは、発病を予防したり、症状を軽くする効果があります。

● ワクチン接種の時期

ワクチンは接種してから効

インフルエンザを早めに治し重症化させないためには、「風邪」か「インフルエンザ」かを見極めが大切です。インフルエンザをよく理解して、予防を心掛けましょう。

【問合せ】▶インフルエンザの予防に関するご相談：保健予防課保健指導係(第2分庁舎3階) ☎(5273)3886  
2、▶インフルエンザの予防接種について：保健予防課予防係(第2分庁舎3階) ☎(5273)3859へ。

果が現れるまでに2週間ほどかかり、その効果が持続する期間は約5か月間とされています。インフルエンザの流行時期は12月中旬~3月上旬が多いため、予防接種を受ける方は、11月中には終えましょう。

悪寒がしたり熱が出始めたことに気付いたら、医療機関で早めに診断・治療を受けましょう。

● 予防接種を受けるには

65歳以上の方は、区の指定医療機関で予防接種が受けられます(一部自己負担あり)。それ以外の方は、かかりつけ医に相談して受けましょう。費用は全額自己負担です。

### インフルエンザに かかったら

▼ 流行期は体調に気を配り、

▼ インフルエンザの療養中は、無理をして学校や職場に行くことは控えましょう。自分の体を守るだけでなく、「ほかの人にインフルエンザをうつさない」ためにも重要なことです。「せきエチケット」を守りましょう。

新宿区提供番組

## 新宿の文化…発見! 「新宿ミニ博物館」へ行こう

【放映日時】11月9日(日)午後0時~0時20分

【内容】寺社の文化財、伝統芸能・工房・コレクション等で文化的遺産と考えられるものを、「新宿ミニ博物館」に指定し、公開しています。今回は、区民の皆さんに新宿の文化とその魅力を伝える「新宿ミニ博物館」を紹介します。

※番組のビデオは11月11日(火)から区政情報センター(本庁舎1階)、区立中央・四谷図書館で貸し出すほか、新宿区ホームページでもご覧いただけます。

【問合せ】区政情報課広報係(本庁舎3階) ☎(5273)4064へ。

髪を美しく飾る工芸品「つまみかんざし」  
(つまみかんざし博物館)